

【 文化スポーツ部 】

件 名	京都府立大学の下宿紹介について
<p>申立概要 【受理 28.8.26】</p>	<p>京都府立大学（以下「大学」という。）の近くの賃貸マンションのオーナーで経営管理をしているが、以前、大学の生協で募集依頼した際に、家賃が25,000円以下の物件でないことを理由に拒否された。また、パンフレットにも格安な7件の物件しか掲載がないがなぜか。</p> <p>一方、大学のホームページには委託しているA社のホームページにリンクが張られ、A社の検索システムでは家賃の制限がなくすべての物件が対象となっており整合性がない。</p> <p>30,000円前後の物件であれば、他大学のようにパンフレットに掲載してもらえないか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>京都・滋賀地区の大学関係者で構成する「京滋地区学生アルバイト・下宿対策協議会」において、学生の下宿対策の推進のための申し合わせにより協定料金（8畳間の最高料金25,900円など）を定めていることから、府立大学では、この額に準じた取扱いとして、これまで家賃が25,000円以下の物件についてのみ紹介している。</p> <p>また、大学のホームページのリンクによる検索システムには、家賃25,000円以下の7物件のみが表示されることを確認した。</p> <p>なお、25,000円という現在の基準額については、次年度の入学者への下宿紹介に向け、見直しを検討していることを合わせて確認した。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 28.10.7】</p>	<p>監査委員から府の出資法人である大学に対し、所管課（文化スポーツ総務課・大学政策課）を通じて、ホームページについては、大学の下宿の紹介の考え方や、外部リンクとの関係等を的確に表現するとともに、紹介する下宿の範囲についても時代に合った、学生のニーズに適合したものとなるよう要望。</p>
<p>対応状況</p>	<p>大学のホームページのリンクによる検索システムについて、京滋地区大学間の学生下宿協定料金を満たす安価な下宿を紹介するものであるが、より学生のニーズに合うよう家賃30,000円前後の物件も掲載することとした。</p>

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載